

安全運転できていますか？

運転免許証 自主返納しませんか？



交通事故の減少を図るため、運転に不安がある方の運転免許証の自主返納を促進し、返納した方に支援品を呈する「運転免許証自主返納サポート事業」を実施しています。運転免許証の自主返納の手続きをしたあとに市役所へお越しください。

▶**対象** 申請時に市内に在住し、すべての種類の運転免許証を自主返納した方（申請は1人1回限り）

※自主返納した日から1年以内に申請してください。

▶**支援品**

- ・市内の事業者などが発行する商品券（10,000円分）
- ・砂川市予約型乗合タクシー無料利用券（3,000円分）
- ・夜光反射材

▶**申請方法** 次のものを持参のうえ、生活交通係（1階8番窓口）へ

- ・「申請による運転免許の取消通知書」または運転免許証の返納を確認できるもの
- ・本人を確認できるもの（取り消し後の運転免許証、マイナンバーカードなど）

※代理人の方でも申請できます。代理人申請の場合は、代理人と本人の確認書類が必要です。

↓手続き後に市役所へお越しください↓

◆ 運転免許証の自主返納 ◆ （申請による取り消し）

運転免許証を返納する方が次のものを持参のうえ、砂川警察庁舎、滝川警察署、札幌運転免許試験場、中央・厚別優良運転者免許更新センターでお手続きください。手数料は無料です。

- 運転免許取消申請書（申請窓口にあります）
- 運転免許証（紛失などによりお持ちでない方は、申請者本人を確認できる書類など）

☎砂川警察庁舎Tel 54-0110

滝川警察署Tel 24-0110

☎生活交通係Tel 74-4758

ルールを守って自転車に乗りましょう！

自転車は、子どもから高齢者まで多くの方が利用している一番身近な乗り物ですが、ルールを守らなければ自分が被害を受けるだけでなく、加害者にもなり得る危険な乗り物になってしまいます。今一度、安全に乗るため、ルールのご確認をお願いします。



自転車安全利用五則

- ①**自転車は、車道が原則、歩道は例外** 車道通行が危険な場合などは例外的に歩道通行ができます。
- ②**車道は左側を通行**
- ③**歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行**
- ④**安全ルールを守る** 「飲酒運転・二人乗り・並進の禁止」「夜間はライトを必ず点灯」「交差点での信号遵守と一時停止・安全確認」など、しっかり守りましょう。
- ⑤**ヘルメットの着用** すべての人にヘルメットの着用が努力義務化されています。子どもに限らず、ヘルメットを着用しましょう。

▶**自転車賠償責任保険などに加入しましょう！**

自転車は、自動車の賠償責任保険のような強制的な加入保険制度がなく、加害者になった場合、多額の賠償金を自己で負担しなければならないケースが発生しています。万が一に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。



☎生活交通係Tel 74-4758 または砂川警察庁舎Tel 54-0110